

---

### QA3 「汚染状況重点調査地域」とは何ですか。

---

放射性物質汚染対処特措法に基づき、放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を対象に、関係市町村等の意見も踏まえ、「汚染状況重点調査地域」として指定しています。汚染状況重点調査地域に指定された市町村は、汚染状況についての調査測定の結果等に基づいて、除染実施計画を定め、除染を実施する区域を決定します。

#### 統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 142 ページ「除染特別地域と汚染状況重点調査地域」

---

出典：除染情報プラザ「除染・放射線 Q&A」より作成

出典の公開日：平成 24 年 10 月

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 21 日

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日